

三浦康宏議員に対する辞職勧告決議

三浦康宏議員は、市議会議員という公職にありながら、平成25年から28年にかけて元同僚女性議員に対し不適切な行為、発言を繰り返した上、その釈明のため岡崎市民及び岡崎市議会に対して事実と異なる説明を行ってきた。

そもそも元女性議員とは不適切な関係であり、そのことは裁判時に本人も認めている。このことは、市民全体の奉仕者として公正かつ清廉を基本姿勢とし、高い政治倫理意識に徹することを定めた岡崎市議会基本条例第8条に抵触するなどとして政治倫理委員会による辞職勧告、また本会議において2度辞職勧告決議を行った。

しかしながら、三浦議員は平成28年の選挙での当選で民意を得ていると主張し、辞職勧告措置、辞職勧告決議を全く意に介さず無視し続けている。民意を得ているというものの、そもそも市民に対し事実と異なる説明をしているわけであり、これは言語道断、市民への許しがたき裏切り行為である。また、三浦議員は市民への裏切りと合わせて、市議会への信頼、名誉を大きく失墜させたにもかかわらず、いまだ謝罪の言葉がない。また全く反省の色も見られない。

今般、これまで自身が強く否定していた元女性議員に対するセクハラ行為を認定した裁判の判決が、令和2年1月30日の最高裁判所の決定により確定したところである。自身がよりどころにしていたこれまでの発言が司法の場で否定された今、三浦議員には辞職する以外に選択肢はあり得ない。

よって岡崎市議会は、三浦議員に対して議員としての責任を果たすべく、みずからその責任を重く受けとめ速やかに市議会議員を辞職するよう、断固たる決意を持って改めて強く勧告するものである。

以上、決議する。

令和2年2月27日

岡 崎 市 議 会